

# 犬山城下町

## まちなみ便り

R6. 6月号  
発行:犬山市

### 景観形成促進地区に指定しました！

景観形成促進地区指定の申出をいただいた鍛冶屋町、寺内町、大手町の一部の地域を令和6年5月に景観形成促進地区に指定しました。

#### 〈景観形成促進地区の指定状況〉

- ① 本町通り沿線地区 (本町町内会)
- ② 本町通り沿線地区 (中本町町内会)
- ③ 魚新通り沿線地区 (新町町内会)
- ④ 魚新通り沿線地区 (魚屋町町内会)
- ⑤ 大本町町内会地区
- ⑥ 市道犬山396号線沿線地区 (外町町内会)
- ⑦ 余坂景観形成促進地区
- ⑧ 鍛冶屋町景観形成促進地区
- ⑨ 寺内町内会地区
- ⑩ 大手町景観形成促進地区

#### 景観形成促進地区について

◇景観形成促進地区とは、地区の申出に基づき、市が「計画的かつ重点的に景観を創造し、または保全する必要があると認め、指定した区域」のことを言います。

景観形成促進地区内では、城下町の良好な景観形成を図るため、まちなみ景観の維持向上となる建築工事等を行う場合は、景観形成助成金の対象となります。

ぜひ一度、犬山市都市計画課までご相談ください。

◇まちなみ景観の保全について

景観形成促進地区の指定の申出をする際には、地域住民が自ら景観を守るために大切だと思うル

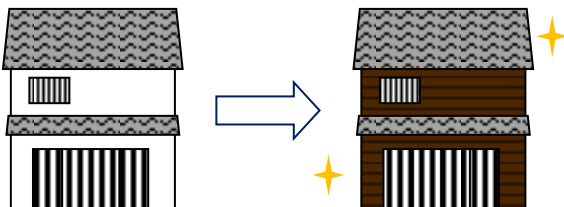
#### 《景観形成助成金活用事例》



ルを各地域で定めていただきます。美しく、魅力的なまちなみ景観を形成していくことは、住んでいる人のまちに対する愛着と親しみと誇りを高め、いつまでも住み続けたいという気持ちにさせる働きがあります。これからも住み続けたいくなるようなまちを目指して、引き続き皆さんと一緒に取り組んでいきましょう。

#### 城下町で建築物の工事をするとき

城下町では全ての建築物について新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更をするときは着手の30日前までに届出が必要です。



- ◇屋根の葺き替え
  - ◇外壁の改修
  - ◇外壁の塗り替え など
- 建物の外観を変更する場合は、都市計画課へご相談ください。

## 屋外広告物アドバイザーからのコメント

今年度も犬山城下町の屋外広告物景観の保全のため、屋外広告物アドバイザーの協力を得て、城下町の現地確認を実施しています。

屋外広告物設置の際には「犬山城下町屋外広告物ガイドライン」をご確認ください。  
ここで、現地確認で屋外広告物アドバイザーからいただいたコメントを紹介します。  
お店の参考にしてみてください。

また、屋外広告物の設置をご検討の際は、ぜひ都市計画課までご相談ください。



犬山城下町  
屋外広告物  
ガイドライン  
HP



おしゃれな外観で良いと思います。

引き戸を看板で覆ってしまったことで中の様子が見づらくなっていますが、せっかく良い商品なので、できるだけ外から店内や商品が見えた方が、お客さんも入りやすいと思います。



以前は多様な広告物やオブジェが置かれていて、お客さんの視線が定まらない感じでしたが、右側にあったオブジェを無くして大きなポスターを配置したことによって、よりシンプルに明確にお店をアピールできるようになりました。



暖簾が良いと思います。置き型看板に情報がまとまっていて良いと思います。

ディスプレイを減らして観葉植物を置いたことによって良い雰囲気になりました。



シンプルで街の景観にマッチした良い外観だと思います。商品の構成も明確で、外からでもわかりやすいです。

犬山城下町のこれからは皆さんと共にあります。皆さんの思いを、ぜひお寄せください。

■ 発行 令和6年6月

■ お問合せ 犬山市 都市計画課 (市役所2階) TEL: 0568-44-0331  
歴史まちづくり課 (市役所3階) TEL: 0568-44-0354